


〒999-4224 尾花沢市新町 3-2-5 東光館内
TEL0237-22-1092 Fax0237-23-2419

ホームページ www.obanazawa-syakyo.jp



QRコード



皆様から頂いた会費はこのような事業に使われています

社協って？

社会福祉協議会とは、住民の皆様やボランティアの方々、福祉関係者、行政などと共に福祉のまちづくりを進める、公共性公益性の高い民間非営利の福祉団体です。

本会では市民の方々から年会費として一世帯 1,000 円のご協力を頂いております。皆様からいただいた会費は「みんな元気で支えあえる あたたかい福祉のまちづくり」を理念とし、地域福祉事業等に活用させていただきます。

皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

「なかよしお茶のみ会」

社協では、高齢者の交流や親睦を深めるため、『なかよしお茶のみ会』を開催する集落到助成金を交付しています。「こんな内容だけど該当なる？」「新しくお茶のみ会をしてみたい！」とお考えの皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

(円)

令和5年度 社協会費内訳	
法人運営事業	625,000
いきいきネットワーク事業	300,000
地域福祉育成事業	227,000
福祉活動専門員設置事業	437,000
福祉大会事業	297,000
福祉団体助成事業	60,000
ふれあい福祉相談所	100,000
ボランティア活動普及事業	121,000
老人福祉センター運営事業	2,357,000
福祉用具貸与事業	20,000
合 計	4,544,000

ご協力ありがとうございました



まずはご相談を

社協には様々な相談窓口があります。生活の中での困りごと（生活困窮、法律相談、成年後見制度、介護、障がいなど）について、ひとりで抱えこまず、お気軽にご相談ください。もちろん無料・秘密厳守です。

ふれあい相談所
生活自立支援センター
成年後見センター TEL22-1092

地域包括支援センター TEL23-3660

無料法律相談所を開設します

令和6年8月7日（水）

午前 10:00~12:00 午後 1:00~3:00

1人30分で弁護士さんと対面による相談になります。

事前予約が必要です、下記の窓口までお電話ください。

相談内容 【財産・相続・遺言・多重債務・成年後見・土地問題・風雪被害や消費被害・
事故・契約など】 主催 山形県地域包括ケア総合推進センター

ふれあい福祉相談所



総合相談（毎週水曜日10時~14時）

総合相談員が、あらゆる心配ごとのご相談に応じます。

総合相談員 安井美知子 鈴木哲子 佐藤良彦
名雪きみえ 西塚かずみ

専門相談（毎月第3水曜日 10時~15時） 8月、12月、祝日は休み

弁護士、行政相談委員、人権擁護委員、総合相談員がご相談に応じます。

行政相談委員 大高正史 名雪きみえ
人権相談委員 門脇誠一 西塚節子
三宅勝美 丹川弘行
池田正義 矢作敏郎

法律相談は午後1時からで電話相談またはオンラインでの相談になる場合があります（予約制）

受付窓口

老人福祉センター「東光館」 尾花沢市社会福祉協議会

予約先 電話 22-1092 FAX 23-2419